

愛媛県における地方拠点強化税制のご案内

愛 媛 県

本社機能の移転・拡充を行う場合、一定の条件の下、法人税や不動産取得税等の税制等に関し、優遇措置を受けることができます。

優遇措置を受けるには、県知事に対し「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を申請し、認定を受ける必要があります。

申請に当たっては、整備する場所が対象地域に含まれるか、整備する施設の機能が何か、新たに雇い入れる従業員の数と従事する業務内容 等が重要になります。また、着工する前に知事の認定を得ておく必要もありますので、お早目に御相談ください。

認定により受けられる優遇措置

【オフィス減税】

本社機能施設の新設又は増設について、法人税等の特別償却又は税額控除のいずれか適用

【雇用促進減税】

本社機能施設において新たに雇い入れた従業員等に係る法人税等の税額控除

【債務保証】

中小企業基盤整備機構による債務保証

【地方税の不均一課税】

県：不動産取得税、事業税（移転型のみ） 市町：固定資産税

※適用のない市町があります。

認定を受けるための条件

- ① 愛媛県の認定地域再生計画「愛媛地方活力向上地域特定業務施設整備プロジェクト」に適合すること（県が定めた「地方活力向上地域」内での施設整備を行うこと、本社機能の新增設や賃貸借、用途変更による整備を行うこと）
- ② 本社機能において従業員数が10人（中小企業者は5人）以上増加すること
- ③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれること 等

「本社機能」って？

- ・ 事務所
（「調査・企画部門」「情報処理部門」「研究開発部門」「国際事業部門」「その他管理部門」のいずれか）
- ・ 研究所
- ・ 研修所 が対象です。

※工場や店舗などは対象になりません。



★相談窓口

愛媛県企画振興部地域振興局

地域政策課 活力創出G

TEL: 089 912 2235 FAX: 089 912 2969

Email: chiikiseisak@pref.ehime.lg.jp

必要な申請書様式などは次のホームページに掲載しています。

- 特定業務施設整備計画の記載例、様式、パンフレット等（内閣府地方創生推進室ホームページ）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

- 愛媛県における地方拠点強化税制のご案内（愛媛県地域政策課ホームページ）

http://www.pref.ehime.jp/h12900/chiikisaisei_chihokyotenkyoka/goannai.html

本社機能 愛媛県

検索